我々市電從業員は何故ストライキを決行したか？

眞相を訴へ御批判を乞ふ！

親愛なる全市民諸君！

我々市電從業員は東京市の從業員であり、言葉を換へて言ふならば市民諸君より雇はれてゐる勞働者であります。從つて電氣局との間に起る紛議等に際しては、單に市民のみを對象としてのわけでなく**市電卽ち市民なりとの見解の下に凡ては大局的立場に立つて、愼重なる考慮を拂ひつゝ行動し來つたのであります。**

過去に於ても不幸にして昭和四、五兩年の二回に亘つて總罷業を決行致しましたけれ共、これは申すまでもなく我々の生活權を脅かす賃下を強要され、これを緩和して貰ふべくあらゆる手段を盡したるも遂に我々の切實なる要求も入れる所とならず、萬策つきて斯かる行動に出たのであります。

其の後に於きましても年々大小の紛議がありまして、圓滿の裡に解決したのでありまして此の點に就いては市民諸君と共に喜びに堪へない次第であります。

然るに今回又々電氣當局は我々從業員に對して絶對に忍ぶことの出來ない前古未曾有の大彈壓を發表し強行されたのである。 此内容に就いては電氣局はあらゆる機關を通じて、欺瞞的宣傳をなし社會の公正なる批判の阻止に之努めたのであります。その結果として稍もすれば此の宣傳に惑されてゐる向のある事を痛感すると共に、かゝることは社會を欺き公正なる日本國民を誤らしむるものにして、斷じて許すべからざる行爲なりと信じ、茲に今回の彈壓の内容を明かにして市民諸君の御賢察を乞はんとするものである。

整理案の内容

一、從業員を全部解雇する

但、電車女子車掌 日給一圓二十五錢未滿の技工、日給一圓未滿の普通傭員及運輸補助手を除く

一、解傭した全員を即時新規採用する

日給は現在給より初任給（一圓二十五錢）を控除した差額の二割を加算したる金額

凡例

現在給	新採用給	差額	低下率
三圓五〇〇	一圓四七五	二、〇二五	〇、五七一
三、〇〇〇	一、四二五	一、五七五	〇、五一八
二、五〇〇	一、三七五	一、一二五	〇、四五〇
二、〇〇〇	一、三二五	、六七五	〇、三三八
一、五〇〇	一、二七五	、二二五	〇、二〇〇

以上の表の示す如く各々本給額の程度によつて減額率の差はあるにしましても、大體平均して四割以上の削減に相當するのであります。 これに對し當局は本給は四割減なるも賞與諸手當等によつて補ひ得ると云つてゐるが、これは全く出鱈目の限りであると言はねばなりません何となれば賞與は日給の何日分、諸手當は時分時算乃至は、歩合計算になるが故に日給が減額すれば、それと同率に低下するからであります。退職手當金は從業員が在職中共濟組合に掛金して置いて電氣局より規定による交附金を受け、退職の場合通常に於ても今回と同樣に共濟組合規定によつて受ける當然の給付金なのであつて、當局の彈壓案は何等の特典でもないのであります。

又震災手當、特別手當は從來の前例にならつたに過ぎない。 我々從業員はこれ等の諸手當を此の儘に据置にして失職後に於ける生活保證の唯一の綱たらしめんと欲してゐるのであります。此の意味に於て我々は就職中これを受取今後低賃銀による生活難の爲に月々これを喰ひ込む事は、身を切る樣な苦痛事であります にも不拘當局は我々のこの當然の義務を果すに當つて恰も特別に與へる恩典でもあるかの如く宣傳し社會を欺いてゐるのであります。以上によつて電氣局の整理案なるものが如何に欺瞞的であり從業員の當然の權利を恰も殊更なる特典でもあるが如く装い、しかも極祕の裡に案を作製し無理矢理に押つけんとする市長以下理事者の心事の陋劣さには驚くの外はないのであります。何が故に斯く迄專制的に彈壓を從業員に加へなければならないのか我々には到底諒解の出來ない所であります。

斯くして今日の事態を惹起し市民交通機關の從業員をしてストライキを決行せしめ、市民諸君に非常なる迷惑をかけつゝあることは、市理事者の重大なる責任であると考へられます。

我々は今回の整理案に對して其の不當を詰り絶對反對を表明し、暴案の撤回を迫り、然して平和の裡に問題を解決したのであるが電氣局は即時拒絶し、止むなく罷業の擧に出で其の反省を求めたのであります從つて我々は當局に於て其の非を悟り一には市民諸君の不安を除去するため、整理案を撤回し、白紙に返るならば何時にても罷業を打切り喜んで就業するものであります。

我々の總罷業に拘はらず、電車自動車共一部運轉して居りますが、不熟練なる交通機關の從業員程危險なものはないのでありまして、死傷者を出すが如き重大なる事故の發生を恐れるものであります、 我々は市民諸君の交通不安を除くためにも當局が一刻も早く反省し整理案の撤回を望んで止みません。特に又市民諸君も自己の交通機關の不便と不安を除くため聲を大にして、當局に對して反省を促されんことを切望するものであります。

以上今回我々從業員がストライキを決行するに至つた事情を申し上げ、市民諸君の御同情と御聲援を御願ひする次第であります。

九月六日

東京交通勞働組合

京橋區築地三ノ八築地ビル

電話京橋（57）〇一五七番